

平成26年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成26年3月4日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第37号、議案第38号、議案第39号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加 瀬 寿一
教 育 長	刃 田 哲雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象二
秘書広報課長	堀 江 通洋	行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明
総 務 課 長	米 本 壽一	企画政策課長	伊 藤 浩
財 政 課 長	加 瀬 正彦	税 務 課 長	佐 藤 一則
市民生活課長	馬 淵 一弘	環 境 課 長	新行内 弘
保険年金課長	加 瀬 喜久	健康管理課長	野 口 國男
社会福祉課長	加 瀬 恭史	子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健一	商工観光課長	堀 江 隆夫
農 水 産 課 長	大久保 孝治	建 設 課 長	高 野 晃雄
都市整備課長	林 利 夫	下 水 道 課 長	石 毛 隆
会 計 管 理 者	宮 應 孝行	消 防 長	佐 藤 清和
水 道 課 長	鈴 木 邦博	病院事務部長	菅 谷 敏之史
病院経理課長	土 師 学	庶 務 課 長	横 山 秀喜
学校教育課長	菅 谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石 嶋 幸衛	監 査 委 員 長 事 務 局 長	田 杭 平三
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	高 木 寛幸		

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒男	事 務 局 次 長	向 後 嘉弘
---------	--------	-----------	--------

開議 午前10時 5分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（高橋利彦） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第39号までの39議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） おはようございます。

2点お伺いいたします。

1点目は、予算書72ページ、説明欄14、使用料及び賃借料のうち、諸借上料1,358万9,000円の具体的な内容をお伺いいたします。

2点目は、予算書132ページ、説明欄5の13、委託料のうち、麻しん等予防接種委託料1億3,712万2,000円の具体的な内容をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 予算書72ページの説明欄14、使用料及び賃借料のうち、諸借上料についてお答えいたします。

これは、現在各区で管理しております約4,800灯の防犯灯と、あと市が管理している防犯灯、合わせまして5,000灯、これをLED化しようとするものであります。管理も含めまして、10年間リース契約を結んでというものであります。

予算の1,358万9,000円は、10年リースのうちの1年分という額であります。

○議長（高橋利彦） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、予算書132ページになります、麻しん等予防接種委託料 1 億3,712万2,000円の具体的な内容ということでございます。

現在、旭市で行っております、いわゆる定期予防接種につきましては、A類、B類ありますけれども、A類の定期予防接種につきましては10種類、これは子どもたちが主に対象であります。

そして、接種ですけれども、2つの方法があります。まず、旭市の保健センターで行っておりますBCG。そして、各小学校で行っております二種混合の集団接種というのがまずあります。そのほか、医療機関に委託して行う個別接種がございます。

ご質問の委託料の内容ですけれども、医療機関に委託した個別接種の委託料ということでございます。

少しこの内訳を説明させていただきたいと思います。

まず、三種混合というのがあります。3か月から90か月のお子さんですけれども、361万4,000円。

麻しん、風しんにつきましては、1歳から6歳のお子さんです。1,085万3,220円。

日本脳炎につきましては、3歳から13歳までです。3,348万円。

そして、子宮頸がんにつきましては、小学校6年生から高校1年生までになります。2,112万7,260円の委託でございます。

そして、ヒブと肺炎球菌というのがあります。2か月から60か月のお子さんになります。1,629万6,000円。

そして、四種混合というのがございます。3か月から90か月のお子さんです。2,099万5,000円。

そして、不活化ポリオのワクチンがございます。3か月から90か月のお子さんですけれども、701万4,150円、こういう内訳になってございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 1点目の諸借上料は、LED防犯灯10年リースとのお答えでした。

では、なぜ購入ではなくて借り上げとするのか。その理由をお伺いいたします。

2点目の委託料には、子宮頸がん予防ワクチンが含まれているとのお答えでした。

では、この対象者は何人になるかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 防犯灯購入ではなくて、なぜリースなのかというご質問です。お答えいたします。

今、区に電気料の助成金として950万円お支払しています。区は、その950万円のほかに維持管理もしているわけです。各区です。これは試算になりますけれども、今度はリース料によって試算しますと、約260万円減る。各区の管理で手間がかかっているわけです。それも合わせまして、大幅な減になる。これが、購入ではなくてリースの理由であります。

○議長（高橋利彦） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、対象者ということであります。

新年度、平成26年度の予算にも反映させていただきました。予算上は、1,309名を予定しておりますが、ご承知かと思えますけれども、子宮頸がんにつきましては、接種後に副反応が出ているということで、厚生労働省のほうから積極的に勧奨することは差し控えてもらいたい、こういう勧告が出ておりますので、そういう通知を実は昨年出させていただきました。

接種率のほうは少し下がっておりますけれども、そういった意味で、今年の漏れ者等も入れた中で来年度新しく始まります中学1年生を含めて1,309人と見込んでおりますけれども、ご質問の対象者につきましては、2,247名ということで、私どもの予防接種台帳のほうからの数字であります。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） お答えのとおり、厚生労働省では現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にお勧めしていません。接種に当たっては、有効性とリスクを理解した上で受けてくださいとしています。

ですから、市が情報提供等を含めてこの事業をどのように進めていくかということが対象者にとって接種を受けるかどうかという大きな判断材料となります。

ひいては、市民の生命、健康にかかわることとなりますので、この事業を具体的にどのように実施していくのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） どのように進めるかという、こういうことあります。

現在、2月の厚生労働省の有識者会議では、再開に向けての検討はしましたがけれども、再開に向けてはまだもう少しというようなことで、この3月下旬の有識者会議にまた見送られたという、こういった経緯があります。

旭市といたしましては、やはり既に平成26年度につきましては、健康カレンダーをお配りしておりまして、そこにはかなり詳細に周知できるような形で表示してございますけれども、そのほかホームページ、あるいは広報等でやっていく予定でありますけれども、いわゆる予防接種法に基づく定期接種でありますので、国の指示に従った形で私どももこれから進めていきたいと考えております。

ですので、ご質問の個人の判断に任せるというようなことで、受診者には非常に厳しい形のお言葉になるかも分かりませんが、ご判断いただいた中で打っていただくというのが現状でありまして、3月の有識者会議を待って、もし再開になれば改めて私どものほうで通知するなり、その周知方法につきましては改めて積極的に検討させていただきたい、このように思います。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、1点お伺いいたします。

予算書311ページから312ページに、国民健康保険税の徴収率が載っております。

この算出の根拠をお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、お答えいたします。

算出の根拠でございますけれども、平成26年度当初予算の収納見込率につきましては、滞納処分強化の成果が若干出ておる中で、平成24年度の実績に対しまして、若干の上乗seを見込みまして、現年度分全体で89.20%といたしました。

なお、平成24年度の実績でございますけれども、現年度分全体で88.91%でございました。
以上です。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） この徴収率が低い場合には、国からの補助金が削減されるという制度がございます。この制度についてお尋ねいたします。

さらに、平成26年度には消費税が増税となり、旭市国民健康保険税率等改定によりまして、市民の負担が大きくなることが予想されます。

このような中で、どのようにしてこの徴収率を確保していくのかお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 国の関係につきましては、保険年金課のほうになると思うんですが、細かい中では、軽減で減額した場合には軽減に対しまして調整交付金という交付金がございます。それが、国のほうからお金が流れてきます。あと、細かいことは保険年金課のほうであると思います。

もう1つ、徴収対策でございますけれども、徴収対策につきましては市税、国民健康保険税含めまして全員協議会でもお示ししましたけれども、財産調査につきまして徹底した調査を行っております。預貯金、それから生命保険、不動産ということで、滞納者の財産がそういう中にございました段階で差し押さえに即いくというようなことで、差し押さえにいく場合でございますけれども、当然、滞納者と綿密な相談をしまして、それで進めていくということで、現状、昨年から見ますと差し押さえの数が相当数増えております。その分、1月末現在でございますけれども、徴収率のほうも昨年から見ますと国民健康保険税は1月末で約2%ほど伸びております。

今後も、徹底した滞納処分を税の公平性の観点から進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 徴収率が下がった場合ですが、平成26年度では保険税の改定により3,500万円を、法定外を3億4,000万円と見ていますが、徴収率が下がった場合は一般会計からの繰り入れにより対応するなり、財政調整基金を取り崩して対応するしかないと思っております。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） それと、あと国からの調整交付金によって調整するわけですが

れども、国・県の調整交付金によって普通調整交付金と特別調整交付金というのがありまして、普通調整交付金のほうで調整されます。

○議長（高橋利彦） ちょっとここで、暫時休憩。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時22分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保険年金課長。

○保険年金課長（加瀬喜久） 徴収率が下がった場合、国のほうからくる特別調整交付金のほうも下げられてしまいます。その分をどうしてもその他の手当てをしなくてはならないということです。

ですから、徴収率が下がれば国のほうからの特別調整交付金も下がるということです。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 徴収率を上げることは、市民の不公平感をなくし、ひいては国民健康保険制度の維持発展につながります。市民生活の実態に即した方法で徴収率を上げていただきますようお願いして質疑を終わります。

○議長（高橋利彦） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） おはようございます。

議案第15号、旭市監査委員条例の制定について若干質問させていただきます。

一般会計が290億円、そして病院関係が370億円。年々会計規模が大きくなっております。

従来、監査委員がお二人で本当に大変だなと思っております。3人にするのにこれに反対ではなくて大賛成なんです。大変だと思います。

ただ、具体的に3人にして今までの監査のお仕事がどのように変わるのかをご説明いただければと思います。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の質疑に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員から3人にして監査がどのように変わるのかというご質問でございました。

基本的には、監査というのは合議制ですので変わることはありません。

でも、議員ご質問の中でありました予算規模が年々膨れ上がっています。そのために、さらに充実度を増したいということで3人にしたわけでありますので、その辺ご理解をお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） そうしますと、今まで2人でやっていた業務を3人でやるというようなお話でよろしいんですかね。いいですか。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） はい、そのとおりでございます。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） そうしますと、監査ですからかなり責任を伴うと思うんですね。それを3人にするというお話なんですけれども、やはりお1人の負担というのはあまり変わらないような気がするんですよ。

逆に4人にして、例えば企業会計を別にして、業務を分けてやったほうがいいのではないかな、そんなふうに思うんですけれども、その辺のお考えはなかったんですかね。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 具体的に4人にして、さらに仕事を割り振ってということのご質問だと思います。

まず、4人にしてというのは、これは地方自治法の施行令で25万人以上の自治体については4人。ほかは2人。条例によって3人にできるというのが今回の条例でありますので、その辺は4人はないということにしていきたいと思います。

それと、では3人にしたからそれぞれ仕事を割り振って、これは可能だと思います。

でも、最後は合議制ですので、最後まとめるのは3人でまとめる、こんな仕事になります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） 議案第22号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに質疑申し上げます。

かなり詳細に、細かく変更があるようではございますけれども、あまり細かい話をしてもしょうがないので、大ざっぱに見て多分値上げなんだろうと思うんですけれども、主だった具体的な大きな値上げ、それから全体としてどのぐらいの値上げになるのかをご説明いただければと思います。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 値上げになるのか、値下げになるのかということは現実にあります。

各施設においても、値上げ値下げが混在しておりまして、簡単に値上げですよというものなかなか難しいものでございます。

今回は、利用時間等の単位の統一、それから時間帯ごとの使用料の統一ともしていますので、ただ1か月当たりの使用料の基準の統一というのも行いました。

ここの部分で、特に健康センターだとかパークゴルフ場の関係であるとか、その分、一般の部分が若干の値上げになっております。

こういったこともありまして一概に言えないんですけれども、平成24年度の利用実績が出ております。ということで、それをもとに、同様に今回の料金の改定をしたもの、その改定額で行った試算、あくまでも概算になりますけれども、それぞれの施設の各部屋等の使用料を積み上げて、その収入が増となる施設ということを値上げということで捉えてまいりますと、その主な施設ということで、当然、新規の制定になります第二市民会館、これは新たな料金設定ですので値上げになります。

それと、先ほど申し上げたとおり、1か月の月決めの使用料をおおむね10倍に統一したことによりまして、あさひパークゴルフ場、それから飯岡福祉センター、健康福祉センター、体育館、それからいいおかけんこうセンター、これらを積み上げますと、これまでの利用の実績では月決め会員が多かったということもあって、数字上は値上げになるのかなということでございます。特に、公民館関係は各部屋単位で見ますと、おおむね値下げになっております。

それと、収入の関係、どのぐらいの収入になるのかということがあるんだと思うんですけれども、これも平成24年度の実績をもとに試算した結果ですけれども、全体としては、仮に例えば減免措置等なくてそのまま数字をぶっ掛けたという形であると、年間で約5,800万円ぐらいの収入になる見込みです。

ただ、参考までに申し上げますと、平成24年の決算を、例えば減免措置等それぞれの施設で代わった形でやっています。そういう要因を除きまして、平成24年度の決算と今回値上げしたものは、1年間収入があったという形で試算いたしますと、全体では若干の増、100万円単位、もしくは100万円から500万円ぐらいの間の増になるのかなという、その程度の改定であるということでご理解いただければと思います。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、全体としてはそういうことでございます。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） 実は、1か月ぐらい前に地元で老人クラブというか、お年寄りの集まりがあったときなんですけれども、パークゴルフ場で値上げになった。具体的にいうと、パークゴルフ場は月当たりにして1,500円ぐらいの値上げなんですかね、1,000円ですか。た

だ、毎日行っているわけではないので、月に4回か5回しか行かないとかなりの値上げになる。もう行かないという話が出たんですよ。かなり早くこの情報を知っていらして、私らは知らなかったわけですけども、これで見ますと例えば浴場関係、お風呂関係、いいおかけんこうセンターで月当たりで結構上がっていると思うんですけども、今まで何で急に上がったんだと直接言われるのは私たちなんですね、現場で。多分私だけではなくて、ほかの議員とも言われると思うんですけども、お風呂代が上がったよ、パークゴルフ場上がったよ、知っているのか、何で上がったんだというお話を直接受けるんですよ。

多分、トータルの収入は変えてもそんなに変わらないと思うんです。第1号予算の19ページあたりで見ても、ただ総務使用料で40.7%増と書いてあるんですけども、金額的には大した金額にならないと思うんですよ。だけれども、直接行っている人にとってはかなりショックが大きいというか、その矛先がこっちにくるんですね、現場のほうに。ですから、ほかの議員の皆さんも多分言われるんだろうと思いますけれども。

これは質問というよりも市長にお願いなんですけれども、昭和21年から23年生まれの方が65歳を超えました。1つの人生設計が終わったわけです。新たな人生設計、残り少なくなった10年、20年、これからどうしようか、ビジョンが見えなくて必死でもがいている状態だと思うんですね。だから、そういったコミュニティ、人と触れ合う場所、そういった場所をできるだけ安く確保していただきたいと思うんですよ。

これは市長に質問というよりもお願いなんですけれども、市長は合併前から議員をされていまして、合併のときの大原則、サービスは高く負担は軽くという原則があると思うんですね。ですから、まだ合併して10年たっておりません。特例債の期間中でもあります。何とかこれ、議案で出てしまったんですけども、市長の裁断でできるだけ負担が増えないようにお願いして質問に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今回の使用料、手数料の改正ということで、議員の皆様方にも大変いろいろな面でお骨折りをかけるところでありますけれども、冒頭に申し上げましたように、使用料、手数料の問題、合併して10年目に今年入るわけでありまして、市民の利用に対しまして均一であり平等であるという大原則をこの辺で10年目を迎えて見直そうというようなことになりまして今回提案させていただいたわけであります。

中でも、パークゴルフ場の問題はかなり議論いたしました。確かに佐久間議員が言うよう

に、今まで使っている人にとってこれだけの値上げということは非常に厳しい。まして年配の方々が年金は幾らあるとはいいいながら、かなりやはり収入としては限られた部分でありますので、そういった部分での使用料値上げということは非常に厳しいということの中で、それに値上げをするということの代替として、土曜日も使用していただける。月決めの会員でありますけれども、月決めの会員は実際1,000円上がるわけです。2,500円が3,500円。それは、65歳の特典を作ったわけでありまして、65歳の特典を作ることについてもいろいろ議論があったわけでありまして、健康パークゴルフは健康を維持増進させるために造ったパークゴルフ場でありますので、60歳はまだ働き盛りだ、そんなような思いもありますので、65歳以上の方々には割り引いて、7割でやれるような。

そうなりますと、今まで1回使用料が500円かかっていたものが350円になるわけでありまして、そういった部分では値下がりということでありまして、ただ月決めの方に対しては1,000円の値上がりでありますので、1,000円の値上りをしたかわりに土曜日を使用していただくというようなことを、いろいろ議論した中でそういった方向にしてきたわけでありまして、ぜひご理解をいただきたい。

やはり、2,500円で1か月3回か4回しかやらない人は高いのかもしれませんが、15日、20日も来る人は、2,500円はちょっと安いのではないかな。パークゴルフも発足以来6年になるわけでありまして、そろそろ使用料、手数料の見直しをしてもいいのではないかなというようなことの中で、今回提案させていただいたわけでありまして、いろいろな面で議員の皆様方に反響がいっぱいあるかと思いますけれども、ぜひ説明していただきながらご理解いただきたいとそう思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員。

○19番（佐久間茂樹） ちょっと足りなかったので申し上げさせていただきたいと思います。

4月から消費税が値上がりします。今議会でも第21号議案で国民健康保険税の値上げが提案されております。年金は減らされています。

という中で、少しでもショックを和らげるというとおかしいんですが負担を軽くして、こういった公共施設は使っていただくために造っているわけですから、できるだけ市民の皆さんが使える多くの人に使っていただけるように、楽に使っていただけるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 答弁はいいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（高橋利彦） 佐久間茂樹議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第34号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第35号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第36号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋利彦） 質疑なしと認めます。

議案第37号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第38号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

議案第39号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第37号、議案第38号、議案第39号直接審議(先議)

○議長(高橋利彦) おはかりいたします。

議案第37号、議案第38号、議案第39号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに対するご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋利彦) ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、議案第38号、議案第39号は、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第37号、議案第38号、議案第39号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第37号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋利彦) 賛成多数。

よって、議案第37号は同意することに決しました。

議案第38号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第38号は同意することに決しました。

議案第39号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋利彦） 全員賛成。

よって、議案第39号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（高橋利彦） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第36号までの36議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会陳情付託

○議長（高橋利彦） 日程第3、委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号、陳情第2号の2件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋利彦） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第1号、陳情第2号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時49分